

県立高鍋農業高等学校いじめ防止基本方針

宮崎県立高鍋農業高等学校作成

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめは、ますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針「県立高鍋農業高等学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

もくじ

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1	いじめについて	1
(1)	いじめの定義	1
(2)	基本理念	1
(3)	いじめの基本的認識	1
2	いじめ防止に関する基本的な考え方	1
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	2

第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1	いじめ防止等のための組織	2
(1)	構成員	2
(2)	役割	2
2	いじめの防止等に関する措置	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	4
3	その他の留意事項	5
(1)	組織的な指導體制	5
(2)	校内研修の充実	5
(3)	校務の効率化	5
(4)	学校におけるいじめ防止等の取組の点検、充実	6
(5)	地域や家庭との連携について	6
(6)	関係機関との連携について	6
4	重大事態への対処	6

第3章 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	7
---	-------------------	---

【資料】

1	宮崎県立高鍋農業高等学校「心の教育プラン」	8
2	いじめ防止に関する職員チェックリスト	9

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童、生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになります。

そのために、学校は教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要です。

(3) いじめの基本認識

いじめ問題の取組にあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合は迅速に対応することが重要です。

いじめには様々な特質があります。以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② 人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ 大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ 行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ 教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ 家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ 学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

〇いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。

〇いじめはどの子にでも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。

(1) いじめの防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年、学科及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2章 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

なお、学期1回の定例会とし、いじめの事案発生時には緊急に開催することとします。

また、生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

(1) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、寮務主任、特別支援教育コーディネーター、中途退学対策対応教員、養護助教諭、人権教育担当、関係学科主任、関係学年主任、関係HR担任

(2) 役割

- 1) 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- 2) 年間指導計画の作成と進捗状況チェック
- 3) 校内研修会の企画・実施
- 4) 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- 5) いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 6) 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 歓迎遠足などの行事の実施
- ホームルームでの話し合い
- ボランティア活動の推進

(イ) 生徒同士で悩みを聞きあい、相談し合うピア・サポート活動を推進します。

- 特別活動等における生徒同士の相談活動の推進

(ウ) いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画・実施します。

- 外部講師による講話
- 生徒会による文化祭や体育大会など学校行事の企画提示

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
 - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間（教育相談旬間：年2回）を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。
 - 年2回の教育相談旬間の実施
- (ウ) 教科やホームルーム活動の時間を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対許されないという人権感覚を養うことを目指します。
 - 外部講師による講演会の実施
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるために、保護者や地域との連携を推進します。
 - PTA総会での学校の方針説明
 - 学校通信、寮通信（寮友）を活用したいじめ防止活動の報告
 - 学校公開（オープンスクール）の実施
 - 保護者を対象とした研修会の実施

(2) いじめの早期発見

- ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
- イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談旬間の設定
 - いじめ相談窓口（相談箱）の設置
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
 - 学校独自のアンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施
- エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等もっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - 職員会議での情報の共有
 - 入学、進学時の情報の引き継ぎ

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた時の対応

○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○いじめの事実について生徒指導主事(いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員)及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

○アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

○速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。

○調査の時点で、重大事態であると判断された場合には、校長が県教育委員会へ直ちに報告します。

○生徒及び職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

○解決を第一に考え、保護者及びその関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。

○事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。

○いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。

オ 関係機関への報告

○校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。

○生命や身体・財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為にあたります。

イ ネットいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルールの作成など)

○教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の実現を図ります。

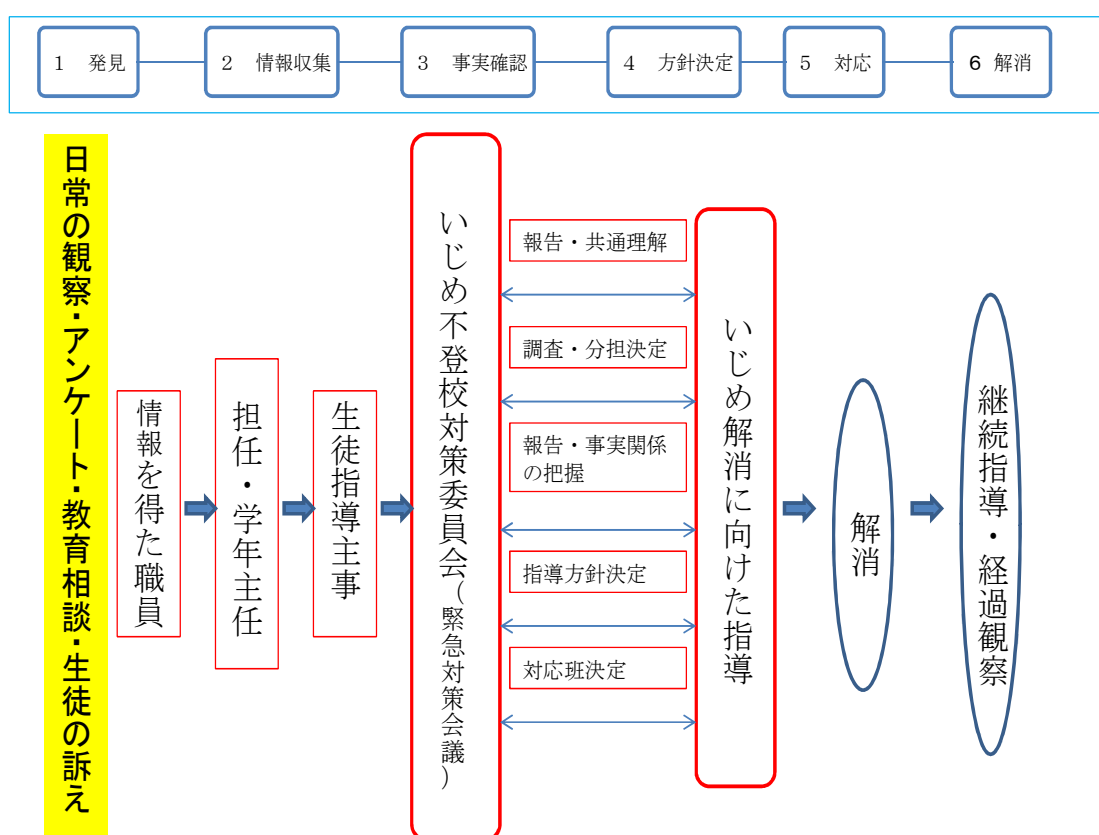
○生徒を対象にネット社会についての防犯に関する講話を実施します。

- インターネット利用に関する職員研修を実施します。
- ウ ネットいじめへの対処
 - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
 - 不当な書き込みを発見した時には、県教育委員会の目安箱サイト等を活用し対処します。

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱えこまず、学年や学科、学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。



(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制をととのえるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員、地域との連携を促進し、学校運営委員会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

ア 教育委員会との連携

(ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

(イ) 関係機関との調整

イ 警察との連携

(ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

(イ) 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

(ア) スクールソーシャルワーカーの活用（県教育委員会への依頼）

(イ) 家庭の養育に関する指導・助言

(ウ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

(ア) 精神保健に関する相談

(イ) 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(ア) 生徒が自殺を企図した場合

(イ) 精神疾患を発症した場合

(ウ) 身体に重大な障がいを負った場合

(エ) 高額の金品を奪い取られた場合など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合

(イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係については、個人情報保護に十分配慮しつつ、適宜・適切な方法で説明します。

第3章 その他のいじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

附則 この方針は平成26年3月31日に公布し、平成26年4月1日から施行する。

【資料1】

宮崎県立高鍋農業高等学校「心の育成プラン」

— いじめ防止推進のための年間指導計画 —

			項 目	時 期
いじめ防止のための措置	生徒が主体となった活動	学校	○新入生オリエンテーションの開催（異学年交流）	4月
			○1年生歓迎遠足	5月
			○クラスマッチによる異学年交流	7月、3月
			○学年集会（統一LHR）	学期1回
			○口蹄疫を振り返る会（終息宣言の日）	8月
			○人権学習会の開催（各HR）	学期1回
			○生徒会主催行事（体育大会・島田祭）	10月、11月
	教職員が主体となった活動	学校・明倫寮	○学科集会（明倫寮対面式）	5月、学期1回
			○新入寮生歓迎コンサート	5月
			○学科集会	5月
			○生徒運営委員会	適宜
			○PTA総会・寮保護者会での学校方針の説明	4月
			○学級通信を活用したいじめの実態と現状の報告	通年
			○担任による個人面談	通年
いじめの早期発見の措置		○教育相談旬間による個人面談	5月、9月（2週間の設定）	
		○統一LHRによる外部講師の講演	学期1回	
		○職員研修（防災教育・卒業生交歓会・お楽しみ会）	適宜	
		○明倫寮寮務部会、生徒指導部会、教育相談部会	通年	
		○居室点検・持ち物点検（寮）	学期1回	
		○寮通信（寮友）を活用したいじめ防止活動の報告	学期1回 程度	
		○新入生対象の保護者アンケートの実施	4月	
		○学校独自のアンケートの実施	5月、8月	
		○県下一斉のアンケートの実施	要請時	
		○いじめ不登校対策委員会の開催	適宜	
○職員会議での情報の共有	通年			
○生徒動向調査	学期1回			
○過去のいじめ事例の検討	通年			

【資料2】

いじめ防止に関する職員チェックリスト

点 検 項 目		評価（該当に○）				問題点及び改善策等
		大いにあてはまる	大体当てはまる	あまり当てはまらない	全く当てはまらない	
指 導 体 制	① いじめの問題を全職員が認識し、校長を中心に組織で対応している。					
	② いじめの状態や、原因・背景、具体的な指導方法について、職員会議で共通の理解を図っている。					
	③ いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で取り組んでいる。					
	④ 教職員一人一人が、いじめの理解や指導方法などについて研修を行い、教職員の資質向上に努めている。					
	⑤ 「いじめ不登校対策委員会」など、定期的な会議を開催し、未然の防止のための情報交換を行っている。					
日 常 的 指 導	⑥ 学校全体として、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導を実践し、「いじめは人間として許されない行為である」との強い認識に立った指導を行っている。					
	⑦ あらゆる学校での教育活動の中で、いじめの指導の機会を設け、積極的な指導を行っている。					
	⑧ 道徳や学級活動の時間にいじめ問題を取り上げ、適切な指導と助言ができる。					
	⑨ 生徒クラブ活動や学校行事などにおいて、いじめの問題との関わりについて適切な指導を行っている。					
	⑩ 学校全体として、生徒に幅広い体験活動を積極的に取り入れ、社会性や情操を養う活動を推進している。					
	⑪ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、きめ細かな指導を行っている。					